HOPE! ((B-S))

「障がい」と「人権」について学ぶブックレット



本冊子は、「障がい」と「人権」をテーマとした学習教材です。必要なページをコピーして、人権研修などでお使いください。

内 容

- ▼ パーティに参加したい! 【ワーク付き】
- ▼ 障がいのある人はどのくらいいる? 【ワーク付き】
- ▼ 目が見えない人が中心の国で・・・ 【ワーク付き】
- ▼ これって仕方がないこと? 【ワーク付き】
- ▼ チャレンジ!安全・楽しい夏祭り 【ワーク付き】
- ▼ 差別をなくすための法律
- ▼ 知識とキーワード 一法律についてー
- ▼ 障がいのある人とともに Let's合理的配慮

公益社団法人鳥取県人権文化センター

パーティに参加したい!

Aさんは足が不自由で、普段から車いすを使って移動しています。 さて、今日は楽しいパーティ。Aさんはわくわくしながら会場に向かいました。 …ところが、Aさんは会場に入ることができません。

Aさんがパーティ会場に入れないのはなぜでしょうか。 思いつく限り考えてみてください。



*E

(パーティ会場に入れないのは…?)

- •
- .
- •
- .

「個人の問題」から「社会(みんな)の問題」へ

会場に入れないのは、「Aさんの足が不自由だから」と考えると・・・

問題

足が不自由なんだから、家族に付き添ってもらえばいいのに。

リハビリして歩けるようになれば いいのに。

> 階段があることぐらい、 事前に調べておかないと。



解説 会場に入れないのは、「Aさんの足が不自由だから」と考えると、問題の 原因はAさんにあり、Aさん個人が解決すべきことになります。

Aさんがその問題を自ら克服しない限り、問題は放置されてしまいます。

障がい者が出合う問題は、障がい者個人の問題?

一方、会場に入れないのは、「周囲の人々や環境に問題があるから」と考えると…



そもそも、この建物には なぜ階段しか付いていないの?

問題



パーティ主催者は、誰もが入れる会場を 選ぶか、誰でも入れる方法を考えておく こともできたはず。

会場に入れないのは、「建物をつくるときや、パーティを企画するときに、 車いす利用者のことを考えていなかったから。」と、とらえることができます。 こう考えると、障がいのある人の困難を解決するには、周囲の人々や社会の 果たす役割が大きいことが分かります。

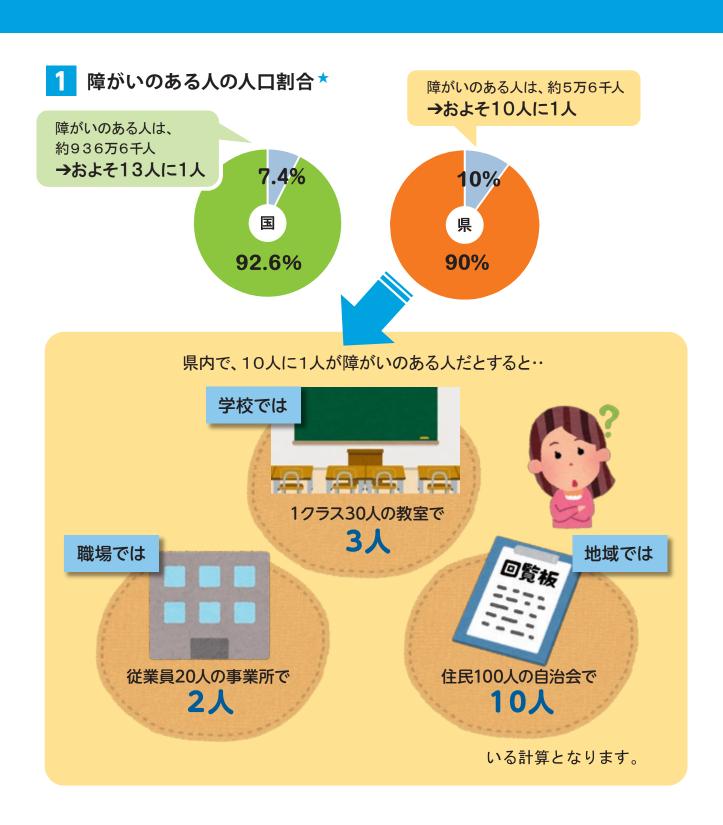
障がい者が出合う問題は、その人が暮らす社会の問題。

まとめ

「障がい」は周囲や社会との関わりの中で生まれます。周囲や社会の側が変わることで解決できる問題はたくさんあります。

社会の側にある問題に気づいてはじめて、その問題は障がいのある「個人の問題」から、「社会の問題(みんなの問題)」、つまり「私の問題」になります。

障がいのある人はどのくらいいる?



^{*}この割合は以下を参照した。

精神障がい: 平成29年6月30日現在の入院患者数と平成30年3月31日現在の自立支援医療(精神)の患者数。 発達障がい: 平成30年9月1日現在(特別支援教育課資料より)。

*通常学校(小・中・高)在籍児童・生徒及び幼児。←鳥取県のデータは、あいサポーター研修用資料より。

⁽国)身体障害、知的障害、精神障害の3区分についての厚生労働省調査の集計による(内閣府『平成30年版 障害者白書』 pp. 235-238)。

⁽鳥取県)身体障がい、知的障がい:平成30年3月31日現在の手帳所持者数。

2 障がいのある人の計算上の割合と実感のギャップ

障がいのある人の計算上の割合があなたの実感に比べて多いと感じる場合、 それはなぜだと思いますか。

その理由としてあてはまると思う項目にチェックをしてみましょう。また、これらの他に思いつく理由があれば空欄に書き出してみてください。

実際の人数と実感にギャップがあるのは?		
理由❶	障がいを理由に地域の学校とは別の学校に通っている人がいるから。	
理由2	治療やリハビリを理由に病院または施設に入り、長年過ごしている人が いるから。	
理由❸	一般の事業所で働く機会が少なく、通所施設などで日中を過ごす人が いるから。	
理由4	障がいがあることを気軽に話せる雰囲気が社会にないから。	
理由 ⑤		
理由 6		
理由⑦		

まとめ

障がいのある人もない人も共に学び、働き、暮らしやすい環境が整っていけば、あなたの実感は「計算上の割合」に近づいてくるのではないでしょうか。

実現したいのは、障がいのある人がどこにでもいるのが当たり前の社会です。

目が見えない人が中心の国で・・・*

想像してみましょう

生まれながら目の見えない人が国民の99%を占める国があるとします。 あるとき、この国に、目の見えるAさんが移り住んできました。

Aさんがこの国で暮らし始めたとき、Aさんにどのようなことが 起きると思いますか。

Aさんを取り巻く周囲や社会の様子を具体的に想像しながら、 思いつく限り考えてみましょう。



- ●目の見えない人が中心の社会はどのような社会だと思いますか?
- 2そのような社会の中で、Aさんにどのようなことが起きると思いますか。

^{*}このワークは、野沢和弘 著『条例のある街ー障害のある人もない人も暮らしやすい時代に一』(ぶどう社)内の項目「明かりのなくなった街 (pp.48-49)」の記載から着想を得たものです。



ーたとえばこんなことが想像できますー



●どのような社会?	②Aさんに起こること
◆街灯がほとんど必要ない。◆電灯類の需要が少ないため割高。◆電灯の電気消費は環境に良くないとされる。	■夜道が暗くて移動が困難。■電灯類が割高で買いにくい。■家で電灯類を使うと、ときに「環境に負荷がかかる」と非難される。
◆印刷された文字がほとんどなく、 点字が中心。	■点字が分からず読めない。いつまでも 読めずにいると、周囲から「もっと努力 をしないといけないよ」と論される。
◆音声中心の情報のやりとりに慣れている目の見えない人は、聞き取りのスピードが速い。	 ■民間や公共機関の音声案内は、この 国の「標準的な人」の聞き取りのスピードに合わせて設定されるため、Aさんにはスピードが速くて理解しづらい。 ■会社に就職しようとしても、コミュニケーションや業務のスピードについていけないと判断され、採用されにくい。
◆目の見えない人にとって目の見える人 との付き合いは色々と配慮すること が多く、面倒だと感じる人もいる。	■人間関係から遠ざけられ孤立する こともある。

解說

- ◆社会の仕組みは、その社会の多くを占める「多数派」の都合に合わせて つくられる傾向にあり、それが、「少数派」に困難をもたらすことがあります。
- ◆ところが、「少数派」の困難は「多数派」からは気づきにくく、また、気づいても、 効率やコストを理由に解決を後回しにされるなど、軽視されることが しばしばあります。

まとめ

「少数派」の困難を取り除くのは、「多数派」の都合を優先してきた社会の責任です。効率が悪いとか面倒だといったレベルの話に左右されることではありません。

「少数派」の人も安心して生きられる社会が、誰もが安心して生きられる社会です。

これって仕方がないこと?

1 避難所におけるポータブルトイレの持ち込み事例*から考える。

事例】

宮城県仙台市で暮らすAさんは、重度の障がいがあり車椅子で生活をしています。Aさんは東日本大震災で被災した一人で、発生当時は避難所生活を送りました。そんなAさんが避難所での暮らしで困ったことはトイレの利用です。

避難所には仮設トイレが設置されましたが、そのトイレには段差があり、手すりがなく、足の不自由なAさんにはとても利用できるものではありませんでした。また、他の避難所も同様で、仕方なくポータブルトイレ★を持ち込んだところ、避難所の運営者から「狭い避難所内なのに周りの人がケガをしたらどうするのだ」と言われ、置かせてもらえませんでした。

同じような障がいがあるAさんの知り合いは、トイレに行かずに済むようにと水分と食べ物を控え、病気になってしまいました。

★ポータブルトイレ:

寝室などに置いて排便できる便器。トイレまで移動するのが 困難な人に広く利用されている。

※ポータブルトイレ (イメージ)

事例の状況から、Aさんにポータブルトイレの持ち込みを許可しないのは仕方のないことでしょうか?それとも問題と言えるのでしょうか?理由を含めて考えてみてください。



(仕方のないこと?それとも問題?その理由は?)

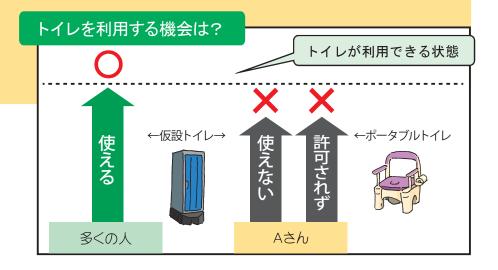
^{*}事例は、公益社団法人鳥取県人権文化センター作成『人権学習資料31 災害と人権』(2012年) p.11内の事例を 基にまとめたものです。

2 差別かどうかを判断するポイント

ある行為や状況が差別かどうかを判断するポイントは、「障がいのない人にとって 当たり前に保障されていることが、障がいのある人にも保障されているかどうか」です。

Aさんの事例から考えると…

- ◆事例では、避難所に仮設トイレが設置され、多くの障がいのない人はトイレを利用する機会を得ましたが、Aさんには利用できるものではなく、トイレ利用の機会が保障されていませんでした。
- ◆Aさんにポータブルトイレの使用を許可すれば、多くの人と同じように「トイレを利用する機会」を保障できたはずです。しかし、それは許可されず、Aさんはトイレ利用の機会を失いました。
- ◆人はトイレなしに暮らすことはできません。この後、Aさんはこの避難所を出ていかざるをえなくなりました。



まとめ

私たちの社会では、個人の要求より「全体の利益」が優先されることがあります。また、誰かを「特別扱い」することなく、全ての人を同じように扱うことが「平等」で良いことだと考えがちです。

しかし、障がいなど、他の多数者とは違う事情のある人が、「多くの人に保障されていることを自分にも保障してほしい」と要求をしている場合、 上のような考え方は差別や人権侵害をまねく危険があります。

一人ひとりの障がいなどの状態に応じて、柔軟に対応を変えることで守られる 権利もあります。それは決して「特別扱い」ではなく、真に誰もが「平等」で、 生きやすい社会を実現するために不可欠なことです。

チャレンジ!安全・楽しい夏祭り

ある自治会では、今年も夏祭り(納涼祭)を開催します。今日はその企画会議。 当日の催し物も決まったとき、住民のAさんとBさんの話題になりました。

Aさん:目がみえず、日常は白杖を用いて移動。点字が読める。1人暮らし。 Bさん:足が不自由で、日常は電動車いすで移動。また、手に軽いマヒがある。

AさんとBさんに、安全に楽しんで祭りに参加してもらうためには、 どうしたら良いでしょうか。

企画会議のメンバーとして、祭り当日の様々な場面を想像しながら、 思いつく限り考えてみてください。

★障がいのある人もない人も一緒に催しを楽しめることが前提です。



<自治会 夏祭り>

とき:午後5時~8時

場所:中央公園

※受付は公園入口の階段横。

【催し物】

屋台:焼きそば、焼き鳥、トウモロコシ、 かき氷、飲み物、金魚すくい、

スーパーボールすくい、輪投げ

企画:カラオケ大会、コーラの早飲み競争

※いずれも、飛び込み参加あり。 ビンゴ大会、打ち上げ花火

※AさんとBさんのどちらかに絞ったものでも、共通したものでも構いません。

たとえばこんなアイデア

★下の分類は一つのめやすとしてご参考ください。



安全に楽しんで参加できるために・・・

【会場の移動等】

◆Aさんが近づいたら、各ブースの係の人がこのブースでは何をやっているか呼びかける。

【屋台】

- ◆金魚すくいの台は、高さの異なる2種類を用意し、どちらの台を利用するかを 参加者に選んでもらう(一つは、Bさんの車いすの高さに合わせた台)。 また、Bさんから希望があれば、ポイ(金魚のすくい網)をにぎらなくても 使えるように、ポイと手を固定する。
- ❖輪投げでは、Aさんが目標物を定めることができるよう、目標物までの距離と 方向を、わかりやすく伝える。
 - 例)「1時の方向で2メートル先!」

【企画】

- ◆コーラの早飲み競争は、手にマヒがあり、ビンをにぎりにくいBさんに合わせて、 皆がストローで早飲みをする。
- ❖ビンゴ大会は、参加者同士でペアをつくって行う。ペアに1枚ずつビンゴカードを配り、2人が協力して呼ばれた番号を照合する。ペアで取り組むため、ビンゴの景品は2人分用意するか山分けできるような品を選ぶ。

【その他】

◆会場の配置図を事前にAさんとBさんに伝え、気になることなど意見をきく。など…

まとめ

祭りの場が安全・安心な場であってこそ、楽しんで祭りに参加できます。 そのためには、考えられる危険や不便を一つずつ改善していくことが大切 です。

事例のように、一つの問題を解決するための方法はたくさんあります。 そして、自分(たち)にもできることはたくさんあります。

差別をなくすための法律

障害者差別解消法から、差別をなくすための考え方を知ろう。

2016年4月1日に施行された「障害者差別解消法(*)」は、障がいのある人の権利を侵害し社会参加をはばむ差別をなくすために、次の2つを求めています。

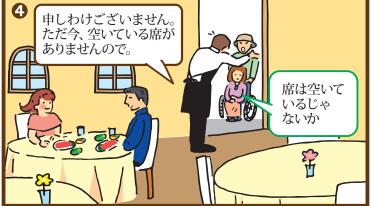
*正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

1 「不当な差別的取扱い」の禁止(事例:レストランにて)









解記 「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由もなく、障がいがあるために物品やサービス、機会を提供しないこと、また、障がいのない人には付けない条件を障がいのある人には付けることなどを指します。事例のように、「障がいがある(車いすに乗っている)」というだけで入店を断るのはこれにあたります。

2 「合理的配慮」の提供(事例:ショッピングモールの休憩スペースにて)







「合理的配慮」とは、障がいのある人からの求めに応じて、本人の活動のさまたげになっている問題を解決し、さまざまな機会を障がいのない人と同じように保障することです。 事例の場合、Bさんが他の客と同じようにニュースの内容が分かるように、お店側が字幕放送の設定にすることなどがこれにあたります。よほどの負担が想定できないかぎり、「合理的配慮」を工夫しておこなうことが重要です。

知識とキーワード -法律について-

障がいのある人の人権に関わる法律(条約)の一部を紹介します。 いずれも、障がいによって分け隔てられることのない社会を実現する ために不可欠な法律です。



障害者の権利に関する条約

障がいのある人に対して、障がいのない人と平等な人権保障を行うために、国連加盟国がなすべきことが定められた条約。2006年12月13日の第61回国連総会で採択され、日本は、2014年1月20日に、国連加盟国中141番目の条約の締約国・機関となった。

本条約は、「障がい」を本人の心身の機能障がいとその人が生きる社会(環境)との相互作用にあるとする、「障害の社会モデル」の考え方を全面的に採用している。これにより、障がいのある人がこれまで経験してきた困難を、障がいのある人の社会参加をさまたげている「社会(社会的障壁)の問題」として認識できるようになった。

なお日本では、条約に批准するにあたり、2009年12月からおおよそ4年間をかけて、関連の 国内法を条約の中身に沿うよう改正等を行った(障がい者制度改革)。

障害者基本法

障がいのある人に関する法律や制度の基本的な考え方を示した法律。「心身障害者対策基本法」 を1993年に改正・改題したもの。

2011年の改正では、障がいのある人に対する「差別の禁止」を法の基本原則とした。また、 障がいのある人が日々の生活を営む上で障壁となるような社会の様態を「社会的障壁」とし、 それを除去するために行うべき「合理的配慮」の概念が示された。

障害者差別解消法 *正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

改正障害者基本法にある差別の禁止規定を具体化するために制定された法律(2016年4月施行)。 この法律は、主に国・地方公共団体や民間事業者に対して、差別の解消に向けた取り組みを行うよう 求めている。

具体的には、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を求めている。ただし、「不当な差別的取扱い」は、国・地方公共団体及び民間事業者ともに法的義務を負うが、「合理的配慮の提供」は、民間事業者において努力義務となっている。

なお、施行の3年後に施行の状況について検討し、必要な場合は見直しを行うこととしている。

障害者雇用促進法 *正式名称:障害者の雇用の促進等に関する法律

障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等、様々な措置を総合的に行うことを通じて、 障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律(1960年制定)。

2013年の改正では、雇用の分野での障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に相当する事柄が法的義務と定められた。なお、対象の場面は、雇用関係が成立した実際の働く場面のみならず、募集や採用する場面も含まれる。

障がいのある人とともに Let's 合理的配慮*

★合理的配慮

障がいのある人からの求めに応じて、本人の活動のさまたげになって いる問題を解決し、さまざまな機会を障がいのない人と同じように 保障すること。

ある町内に、視覚に障がいがあるAさんが引っ越してきました。Aさんは視野がせま く、小さく細い文字も見えにくいです。Aさんは、住民のひとりとして 町内会に参加したいと思っています。そこで、町内会長に電話をし、町内会の総会に自分が参加できるよう、配慮や工夫をお願いすることにしました。



…というわけで、私も住民の一人と して町内会の総会にちゃんと参加 できるよう工夫してもらえないでし ようか。



Check! - 障がい者の権利-

- ❖ 障がいがある人もない人も、同じように地域 活動に参加できることが大切です。 残念ながら、障がいのある人の参加をはばむ バリア(障壁)が社会のあちらこちらにあり、 障がい者差別につながっています。
- ❖ 一人ひとりの要望に合わせてバリアをなくす 工夫を重ねていけば、誰もが参加できて住み やすい社会が実現すると期待できます。





Check! - 障がいは多様-

- ❖「○○障がい」とひとくくりに言っても、 人によって障がいの状態やその人の 置かれた状況は異なります。
- ❖本人に話をしっかり聴いて、何に 困っているのか、どうするのが良いのか を判断し、最も良い方法を見つけま しょう。



あんたね、そんな ことちゃんとしよ うと思ったら大変 だよ~。手間はか かるし面倒だし、 お金もどれだけい ることか。そんな のうちの町内会は ムリムリ。

大がかりな方法で なくても、この 町内会でもやれる ことを考えてみて もらえませんか?



考えるって言って もねえ。やっぱり 無理だよ。 悪いけど、あきら めてね。

Check! 一過 重な負担?-

- ◆問題を解決する 方法はひとつでは ありません。抜 本的で理想的な 解決法でなくて も、実現可能な様 々な方法を、あ きらめずに考えて みましょう。
- ❖「なんだか大変 そう」という印象 だけで断るのは NGです。

じゃあ、まずは配布資料 の文字を大きく太くする かな。予算案の表はすごく 大きくなっちゃうから、要 点だけでいいかな?

かまいません。 文字の太さと大きさは…

視野が狭いと、どんなことに困るのか な?

今誰が話しているのかが 分かりにくいですね

じゃあ発言者は名乗ってから 意見を言うことにしよう。

ところで、付添人 それは… は必要かな?



後日談…



Check! -対話と相談-

- ❖ 本人または家族等の支援者の意見を聴き ながら、有効な方法を確認しましょう。
- ◆ 必要に応じて自治体や関連団体等に 相談したり、支援を求めたりするのも 一案です。

まとめ

障がいのある人の社会参加をはばむバリア(障壁)を取り除く方法は、人それぞれ、また社 会の状況によって 異なります。本人や家族等の支援者としっかり話し合い、最善の解決方法を見つけましょう。

「合理的配慮」は、障がいのある人やない人が互いを知り、理解するチャンスです。 「共に生 きる社会」 づくり は、ここから始まります。

人権とは、

全ての人が持っている性利です。



- ▼年齢
- ▼国籍やルーツ
- ▼貧富や社会的地位
- ▼障がいの有無や種類・状態
- その他、
- あらゆる違いにかかわらず

- ★自由・平等 ★差別の禁止 ★生命や身体の安全
- ★奴隷の禁止 ★拷問などの禁止 ★人格の承認 ★法の前の平等
- ★法的救済の保障 ★不当逮捕などの禁止
- ★公正な裁判の保障 ★刑事手続き上の保障
- ★プライバシーの保障 ★移動・居住の自由
- ★迫害から逃れる権利 ★国籍についての権利
- ★結婚についての権利 ★財産所有の権利
- ★思想や宗教の自由 ★表現の自由 ★集会などの自由
- ★参政権・選挙権 ★社会保障を受ける権利
- ★労働条件の保障 ★休暇をとる権利 ★生活水準の保障
- ★教育を受ける権利 ★文化生活上の権利
- ★人権を実現する社会 ★社会に対する義務
- ★権利の濫用の禁止

<参考>「世界人権宣言」

どこでも誰でも保障される権利だからこそ、 私たちはそれを「人権(人の権利)」と呼びます。

本冊子を通じたあなたの気づきと学びが、障がいのあるなしに関わらず誰の人権も 尊重される「共に生きる」社会の実現につながる希望(**HOPE**)となれば幸いです。

HOPE!「障がい」と「人権」について学ぶブックレット

制作・発行(2019年3月):公益社団法人鳥取県人権文化センター

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町21(ふらっと内)

E-mail:t-jinken@tottori-jinken.org

TEL:0857-21-1712 FAX:0857-21-1714

印刷:山本印刷株式会社